

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	高田工業株式会社 法人番号 3380001010313	(代表取締役 佐藤 勝栄)
住 所	福島県西白河郡矢吹町大町 1 9 2	

2. 措置期間

平成 31 年 2 月 25 日 ～ 平成 31 年 3 月 24 日 （1か月）

3. 事実概要

平成30年12月11日、当該人が元請負人として施工中の、浅川町発注、浅川町保育所解体工事（工事番号30保第1号）の現場内において、上屋解体作業中、下請の作業員が歩み板を設けないまま作業をした際、屋根下地材を踏み抜き、落下し負傷した。

この事故では、スレート等の材料でふかれた屋根の上での作業において、踏み抜きにより作業員に危険を及ぼす恐れがあるにもかかわらず、歩み板を設けるとともに防網を張る等の措置を講じておらず、下請負人やその作業員が労働安全衛生法に違反しないよう必要な指導を行っていなかったことが、元請負人として安全管理の措置が著しく不適切であったと判断される。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の8（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1の8】

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
(電話) 024-521-7899